

## 町長行政報告

### 1 JR日高線にかかる取組等について

9月24日の会議では、仮にバス転換となった場合の運行体系、利便性、JR北海道の支援策などをしっかりと検証しながら交通モードの判断を進めていくことがベターであるとの共通認識のもと、管内としてとりまとめた広域交通案に対する、JR北海道としての基本姿勢について、JR北海道の綿貫常務も出席された上で確認しています。

広域交通の路線案は、「長距離路線」、「中・短距離路線」があり、便利で効率的なダイヤ編成、路線結節場所の整備、苫小牧など都市部への速達性、利便性の向上などの交通体系と解決すべき課題について、JR北海道として後退することなく、前向きに取り組んでいくとの考え方が示されています。

また、住民のニーズに対応した利便性の高い、新たな広域交通体系づくりを急がなければならぬとのことから、3案の交通モード、「全線鉄道復旧」、「鉄道プラスバス」、「全線バス」の絞り込みについて、結論を導き出すための議論を進めました。

JR日高線の置かれている状況や早期な交通体系を図る上で、私を含め、全体として全線バスの意

見が多かったものの議論の中で一本化が図れなかったため、多数決を取り入れ全線バスという町長会議として一定の方針を出し、この方針を各町に持ち帰り、議会と調整を図ることとしました。

次に、11月12日の会議では、各町の議会での調整結果を踏まえ議論を重ねたところ、9月24日の会議と同様に全線バスが多かったものの、一貫して全線鉄道復旧を主張する町があり議論の中で一本化が進まず、早期に広域交通体系の構築を進めることが必要で、これ以上の先送りは避けるべきとの意見が多数を占めた中、最終的に多数決により方針を決定しました。

決定された方針は、「本日、日高町村会として、日高線沿線の代替となるバス路線について、今後、JR北海道と個別協議を正式に行うことを確認した。更に、日高町村会は、今後、支援内容などの協議を進め、JR北海道との最終的な合意に向け、取り組んでまいります。」としたものです。

JR北海道との主な協議事項は、広域地域交通の確保・充実に図るため、長距離路線及び中・短距離路線への支援や交通結節点の整備及び維持管理のほか、鉄道用地を活用して行う地域振興のための整備費用の一部補填などとなっています。

また、JR北海道との最終合意につきましては、令和2年3月を

目途とし協議を進めることを確認しており、協議が整った同月、覚書、廃止同意書に署名、その1年後に鉄道事業の廃止、新たな広域公共交通のスタートを想定しています。ただ、現実的にJR北海道との最終合意は、抱える課題も多いためスケジュールに厳しい面もありますが、早期な広域公共交通の構築に向け、JR北海道との協議を鋭意進めていきます。



JR日高線について全線バス転換に向けて協議が進められます

### 2 丸森町被災地派遣について

10月12日から13日にかけて記録的な大雨による被害をもたらした台風19号において、総務省では、被災地である宮城県丸森町からの職員派遣応援要請を受け、大規模災害発生時に被災市町村へ応援職員を派遣する『被災市区町村応援職員確保システム』を活用し、北海道を支援団体として指定しました。

北海道では、被災直後の10月15日から現地入りし、各種情報収集、罹災証明書の発行、避難所の運営業務が行われ、その後、道内市町村に対し、被災証明書、罹災証明書の発行業務などを担う職員派遣要請依頼の呼びかけがあったことから、町は、1名の職員を派遣する決定をし、11月7日から12日までの間、現地活動を行うこととしていきましたが、宮城県内における応援体制が整ったことから、北海道から派遣については中止する旨の連絡がありました。

しかし、連絡が入ったのが出発前日であったことなどから、現地でのボランティア活動とボランティアセンターの視察を兼ねて日数を短縮し、派遣しました。

丸森町では、今回の台風19号で総雨量600ミリを超え、町内を横断する阿武隈川へと流れる支流の堤防決壊が数か所発生し、死者10名、行方不明者1名、負傷者2名の人的被害と全半壊家屋926戸、床上浸水516戸に及ぶなど甚大な被害を受けており、派遣職員からは、発災からひと月近く経過した中で、決壊した道路、倒壊家屋、泥まみれの家、うずたかく積み上げられた被災ゴミなど、惨憺たる状況を目の当たりにし、「復旧には相当な時間を要すると思われ」との報告を受けています。

一方、ボランティアセンターでの活動については、実際の運営に携わることができ、『被災住民からのニーズへの対応』、『ボランティアとして来訪される方々への対応』、『刻々と変化する状況の中での臨機応変で柔軟な対応』など、さまざまなことを学んできたようですが、何よりも『ボランティアとしてのマンパワーの重要性、必要性』を肌で感じていました。

### 3 町有牧野におけるヨーネ病の発生と清浄化対策について

5年に一度の法定伝染病ヨーネ病の一斉検査が行われ、町有牧野で9月26日の検査の結果、第2牛舎で飼養していた7歳の繁殖牛1頭が抗体陽性牛であることが判明、その後のヨーネ病確定診断で10月2日にヨーネ病患者であることが確定し、同日付けで北海道知事の殺処分命令により、翌日に対象牛を殺処分しました。

法定伝染病のヨーネ病は、発症すると慢性の頑固な下痢を繰り返すし、完治することがなく、予防法も治療法も確立していない状況で、哺乳期にヨーネ菌に汚染させた乳や餌、水、牧草などを子牛が食べて感染し、6ヶ月から数年という長い潜伏期間を経て、持続性の下痢など栄養状態の悪化とともに、やがては死に至るとされています。

牛のヨーネ病は道内でも年間約500〜1000頭、日高管内でも今年だけでも約2百数十頭が発見されるなど、法定伝染病の中でも最も発生が多く、生産者に与える経済的な被害も甚大となっています。

本発生を受け、町有牧野の基地牛舎施設、全てが発生農場と指定され、防疫対象となり、町有牛は

対象牛と飼養されていた同居牛と、肥育牛以外の6ヶ月齢以上の繁殖牛や育成中の雌牛全頭が3年間の同居牛検査に該当し、今後、血液の抗体検査、糞便の培養検査などを3ヶ月後、6ヶ月後、1年後、2年後、3年後と繰り返す、全ての検査で陰性であれば、最短で3年で清浄化が認められ防疫対象から外れることとなります。

ヨーネ病は法定伝染病であることから清浄化までの検査に係る費用や淘汰した患者の補償などについては北海道が負担することになります。外傷、疾病などで療養のため、夏期放牧預託のホルスタイン種7頭を収容していたことから、町有牛と同様、同居牛検査の対象とされ移動自粛制限に該当し、3ヶ月間隔で2回の検査が陰性でなければ預託農家への移動ができない状況とされています。

なお、町有牧野放牧地でお預かりしているホルスタイン種、黒毛和種については、発生農場である町有牛と飼養管理が隔離されているため、同居牛検査の対象外と判断されたので、11月11日までに、全頭退牧しています。

町としては、生産者の皆さまの牧野利用にできるだけ支障が無いよう、指導機関の北海道日高畜産